

Lenovo Cloud Deploy サービス条件

A) Lenovo サービス条件 (「本規約」または「サービス条件」) に同意することを示すボックスをクリックすることにより、または B) 専用 Lenovo ポータルまたは e コマースサイト (「ポータル」) を通じて、Lenovo に Lenovo Cloud Deploy の注文を行うことにより、お客様は、その利用規約を受諾する法人の利用規約を読み、同意したこと (および同意する権限を有すること)、およびお客様が提供した登録情報が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。

Lenovo Cloud Deploy へのアクセスには、以下のライセンス条件が適用されます:

[Lenovo ご使用条件 \(COE-30002-01\) - Lenovo Support GB](#)

また、お客様はかかるポータルに関する利用規約を遵守することに同意するものとします:

[Lenovo ご利用条件 - 米国 | Lenovo US | Lenovo US](#)

本契約は、Lenovo またはその再販売業者のビジネス顧客として Lenovo Cloud Deploy ソフトウェアにアクセスする際のサービス条件および期待される行為を規定するものです。Lenovo Cloud Deploy (「LCD」) または「ソフトウェア」は、Lenovo のクラウド・イメージング・プラットフォームである LCD へのインターフェースを提供する Windows デスクトップ・クライアント・アプリケーションを通じてアクセスされます。これにより、お客様の IT 部門は、工場出荷時のイメージング、お客様が選択したユーザーへの展開およびリカバリー・オプションのためのイメージを安全に開発し、Lenovo に提供することができます。Windows または Microsoft の利用条件に関する詳細は、Microsoft [の利用条件およびサポート・サイト](#) を参照してください。

LCD へのアクセスは、Lenovo からの本製品または追加サービスの購入に関連する場合があります。かかる購入には、それぞれの購入条件またはサービス契約が適用されます。

サード・パーティーのサポート。 Microsoft に加えて、LCD は Amazon Web Services 等のサード・パーティー・ベンダーによってサポートされています。かかるサービス条件は [AWS サービス条件 \(amazon.com\)](#) でご覧いただけます。

お客様は、LCD ツールがミッション・クリティカルでもオペレーション・クリティカルでもないことを認めます。サード・パーティー・ベンダーのサービスまたはインフラストラクチャーに障害が発生し、遅延または速度の低下が発生した場合、これは Lenovo の管理外であり、その結果生じる損害または損失について、弊社は責任を負いません。

1 指定されたイメージ

- 1.1 両当事者は、LCD へのアクセスの一環として、Lenovo が本契約により供給されるマシンに、お客様が要求し、提供した、お客様が選択したプログラムとモジュールの特定のセットから構成される「システム・イメージ」(「指定されたイメージ」) をインストールすることに合意できます。
- 1.2 書面による特段の合意がない限り、(a) 指定されたイメージをインストールする際、Lenovo はお客様の代理人として行動します (b) 不具合またはエラーは、Lenovo の指定する運送業者への本マシンの引き渡し後 90 日以内に、お客様から Lenovo に書面で報告する必要があります。

2 機密保持

- 2.1 本契約に基づき、または一方の当事者から他方の当事者へのサービスの履行において受領した非公開情報であって「機密」と明記されている情報(「**秘密情報**」)は、(i) 開示後 2 年間は秘密として保持されなければなりません (ii) 本契約に基づく受領側の義務を履行する目的でのみ使用され、さらに、受領当事者は、法律で義務付けられている範囲で、開示当事者の保護された秘密情報を開示することが許可されます。ただし、かかる場合、受領当事者は、開示当事者に速やかに通知し(適用法で禁止されていない範囲で)、開示当事者に保護命令を求める合理的な機会を与えることを条件とします。秘密情報は、正確性または完全性の保証なしに、また責任を負うことなく提供されます。サード・パーティーに開示された秘密情報は、本契約に

基づいて有効な同意が提供された場合も、または不正に開示された場合も、本条2に基づき秘密情報として存続します。本契約の条件は、Lenovoの秘密情報です。

- 2.2 以下の場合、情報は本条に定める「**秘密情報**」とはみなされず、受領当事者は自由に開示できるものとします。(i) 情報を受け取った時点で、受領当事者が守秘義務なしにその情報を既に保有していた場合、(ii) 開示当事者の秘密情報を使用せずに受領当事者が独自に開発した情報である場合、(iii) 開示当事者に対する守秘義務なしにサード・パーティーから入手した情報である場合。(iv) 受領当事者またはその関連会社、従業員、委託先の本契約違反によらず、当該情報が公知のものであり、もしくは公知となった場合、または(v) 開示当事者がサード・パーティーに守秘義務を課すことなく、当該情報をサード・パーティーに開示した場合。

3 個人情報

- 3.1 Lenovoは、<https://www.lenovo.com/us/en/privacy/> で利用可能な一般的なウェブサイトおよび製品のプライバシーに関する声明、および/または、該当する場合は、特定のLenovo製品およびサービスのために用意されたプライバシーに関する声明に合致して、お客様の個人情報を処理します。
- 3.2 **サービスの保証:** Lenovoは、合理的な注意と技術をもって各サービスを実行することを保証します。お客様は、Lenovoが次の文に指定された是正措置を講じることができるように、本保証が遵守されない場合は、問題のサービスの完了後30日以内に、合理的な詳細さをもって、Lenovoに書面で適時に通知するものとします。Lenovoは、不具合を修正するか、または本サービスの不具合部分についてLenovoに支払われた料金のクレジットを提供します。かかる是正措置は、本条の違反に対するお客様への唯一の救済措置とします。
- 3.3 **プログラムに対する保証:** 本契約に基づいて提供されるプログラムに関して、該当する保証条項がある場合は、特定のプログラム・ライセンス条項に規定されています。
- 3.4 **特定の除外:** 取引文書で別途合意された場合を除き、本条および本契約の付属資料の保証は、本契約に基づく特定の買い手(お客様または該当するお客様の関連会社)のみを対象とし、その利益のために行われるものであり、譲渡不可能です。本契約に記載されている保証は、以下の製品またはサービスには適用されないものとします:(i) (a) 誤用、事故、無許可の改造、不適切な設置、損傷、不適切な取り扱いが行われたもの、または故意もしくは過失の作為もしくは不作為により動作不能となったもの (b) 不適切な物理的環境もしくは操作環境で使用された、またはLenovoが発行する該当文書に反して操作されたもの (c) 自然災害、電力サージ、または放電が発生したもの、または不正なメンテナンスが実施されたもの (d) Lenovoが通常の試験条件下で試験を行うことができないもの、または(ii) ベータ版、評価版、テスト版、またはデモンストラーション版として販売されるもの。Lenovoは、お客様、その関連会社またはその下請業者、または無許可のサード・パーティーによる誤用、過失、不適切な設置や試験、修理の試み、または本製品または本サービスの意図された使用範囲を超えるその他の原因に起因する請求について責任を負わないものとします。明示的に規定されている場合を除き、いかなる場合においても、本契約に記載されている保証には、以下の事項に関するLenovoの責任が含まれないものとします:(A) 本製品の中断のない、またはエラーのない動作 (B) プログラム・コードの不具合全体または一部に対する修正 (C) 製品に起因するデータの損失またはデータへの損害。
- 3.5 **一般的な除外事項:** 適用法で認められる最大限の範囲まで、本条(保証)および本契約の付属資料に規定される保証は排他的なものであり、明示または黙示を問わず、以下に限定されませんが、その商品性または満足度のいく品質、非侵害または特定目的適合性に関する黙示の保証を含め他のすべての保証または条件に代わるものであり、Lenovoは、本契約により、これを明示的に否認します。明示的に指定されていない限り、すべてのソフトウェア、製品、サービス、サポート、およびすべてのサード・パーティー製品およびサービスは、いかなる種類の保証または条件なしで、「現状のまま」提供され、Lenovoは、いかなる製品も中断されないこと、またはエラーが発生することなく動作することを保証するものではありません。サード・パーティーの製造業者、サプライヤー、開発者、サービス・プロバイダー、ライセンサーまたは出版社は、お客様に対して別途独自の保証を提供する場合があります。

4 お客様の責任

- 4.1 本製品およびサービスを提供するために Lenovo が合理的に必要とする場合は、お客様はお客様の施設、システム、情報、人員、およびリソースへの十分に安全なアクセス (お客様の許可を受けた上でのリモート・アクセスを含む) を Lenovo に無料で提供するものとします。Lenovo は、お客様がかかるアクセスの提供、または本契約に基づく責任の履行に遅延したことに起因する、いかなる履行の遅延または不履行に対しても責任を負いません。
- 4.2 お客様が本契約に関連して情報設備、ソフトウェア、ハードウェアまたはその他のリソースを Lenovo に提供する場合: (i) お客様は、Lenovo またはその関連会社、および/または関連会社の下請業者、譲受人、関連するサービス・プロバイダー、販売代理店および再販売業者が本サービスを実施するために必要なこれらのリソースに関連するサード・パーティーの承認、同意、ライセンスまたは許可を取得するものとします (ii) Lenovo は、お客様が上記のいずれかを速やかに取得しなかったことにより不利な影響を受ける義務を免除されるものとします、および (iii) お客様は、お客様が上記のいずれかを取得できなかったことに関連して Lenovo が負担する可能性のある費用およびその他の金額を Lenovo に払い戻すものとします。
- 4.3 お客様は、お客様の製品に保存されたデータのバックアップおよびリカバリーの手配の実施および管理について、常に責任を負うものとします。
- 4.4 お客様は以下について責任を負うものとします: (i) 本契約に関連して Lenovo が利用できるすべてのデータのバックアップ (ii) お客様のコンテンツと素材。「**お客様のコンテンツと素材**」とは、お客様が作成または所有するものであり、Lenovo に提供された、または LCD を介して提出されたすべてのコンテンツを意味し、スクリプト、ロゴ、ブランディング・コンテンツ、または構成の一部として Lenovo が要求したその他の情報を含みます (iii) 提供する情報および/または仕様の正確性 (iv) Lenovo に提出されたスクリプトまたはコンテンツの忠実性および所有権。お客様は、Lenovo が本サービスの実施およびお客様への納品という限定的な目的のために、独立した検証を行うことなく、かかる情報および/または仕様に依拠することに同意します。Lenovo は以下について一切責任を負いません: (v) 本サービスまたは LCD の欠陥が、お客様の作為もしくは不作為、または法的侵害 (遅延を含む) の結果である場合、またはお客様が、Lenovo のアドバイスに反して、特定の方法で、または特定のスケジュールに従ってサービスを実行するよう Lenovo に指示した場合 (vi) お客様が LCD に関連するセキュリティ・アップデートまたはその他のアップデートを実施しなかった、または実施する許可を与えなかった結果、欠陥が生じた場合 (vii) LCD にアップロードされたすべてのスクリプトまたはその他の素材について、適切なすべての権利およびライセンスを有していることを確認しなかった結果、欠陥が生じた場合 (viii) 構成とデプロイメント・サービスの設計と実施に不可欠な、希望するソリューションやその他の要件に関する正確な指示を出さなかった結果、欠陥が生じた場合。かかる指示は、適切は技術的資格および権限を備えたお客様のエンジニアまたは担当者によって提供されなければなりません。
- 4.5 お客様は、お客様の最善の利益のために誠実に行動し、Lenovo が短い通知期間の後に本サービスを中断または一時停止しなければならない緊急事態が発生する可能性があることを認めるものとします。このような状況において、Lenovo は、かかる一時停止または中断について、合理的に可能な限りお客様に通知するものとし、システムが稼動していない時間を最小限に抑え、主な営業時間外で、お客様と合意した時間に行うよう最善の努力を払うものとします。Lenovo は、かかる緊急の中断または一時停止について責任を負わないものとし、いかなるサービス・レベルも一時停止されるものとします。

5 輸出規制

- 5.1 本契約に基づき Lenovo が提供する製品、プログラム、および技術データの使用、輸出、再輸出、または国内での移転は、米国および欧州連合 (該当する場合) のものを含むがこれに限定されることなく、適用輸出法令に従うものとします。お客様は、かかる製品、プログラム、または技術データを直接または間接的に利用、輸出、再輸出、または国内で移転する際、適用されるすべての輸出法令を遵守する責任があります。お客様は、本条5 の違反に起因または関連するあらゆる請求、損害、責任または費用 (合理的な弁護士費用、調査費用、防御のための費用を含みますが、これらに限定されません) から、Lenovo およびその関連会社を防御し、補償して、損害を与えないものとします。

- 5.2 お客様が、国連制裁リスト、米国財務省外国資産管理局の特別指定国民リスト、および米国商務省の取引禁止対象者リスト、事業体リスト、または未検証リストを含むがこれらに限定されない制裁リストに規制対象の当事者として記載されている場合、本契約は直ちに終了するものとします。お客様が規制対象の当事者の指定から外れるまで、Lenovo は本契約に基づくさらなる義務を負わないものとします。

6 不可抗力

支払い義務を除き、いずれの当事者も、その義務の履行の不履行または遅延が、火災、洪水、地震、またはその他の自然現象、戦争行為、テロリズム、暴動、ストライキ、労働争議、内乱、反乱または革命、疫病、通信回線または電力障害、政府の法律、裁判所命令もしくは規制、またはその他の合理的な支配を超えた原因に起因する場合、他方当事者に対して責任を負わないものとします。

7 知的財産権

- 7.1 Lenovo およびそのサプライヤーは、既存の知的財産権、本契約外で開発された知的財産権、および本契約に基づいて行われる可能性のある当該知的財産の修正または増強の所有権をすべて保持します。これらの知的財産が素材に埋め込まれている場合、かかる知的財産は、お客様に提供された、またはお客様と合意した個別のライセンスに従い使用許諾されます。
- 7.2 各当事者は、本契約で明示的に指定されたライセンスおよび権利のみを相手方当事者に付与します。別途、ライセンス契約において両当事者が合意した場合を除き、本製品に関するその他のライセンスまたは権利(特許権、著作権、商標権またはその他の知的財産権に基づくライセンスまたは権利を含む)は、いずれの当事者によっても、直接的、黙示的、またはその他の方法で付与されるものではありません。
- 7.3 お客様が該当する支払義務を履行しない場合、本契約に基づきお客様に付与された権利およびライセンスを Lenovo が終了する場合があります。

8 知的財産権に関する補償

- 8.1 お客様は、お客様のコンテンツおよび素材に含まれる知的財産権を含むサード・パーティーの権利に関するクレームまたは侵害に起因するすべての損失および損害について、Lenovo に対して補償を行うことに同意するものとします。

9 責任の制限

- 9.1 本契約に明示的に記載されている場合を除き、いずれの企業も、その可能性を知らされていたとしても、または予見可能であったとしても、また、請求が契約、不法行為(過失を含む)またはその他のいずれに起因するものであっても、以下のいずれについても、その他の企業に対して責任を負わないものとします：(1) サード・パーティーによる損害賠償請求(2) データの損失またはデータへの損害(3) 特別損害、付随的損害、間接的損害、懲罰的損害、例示的損害、または派生的損害、または(4) 利益、事業、収益、営業権または予期される貯蓄の損失(5) 使用の喪失または(6) ムダになったマネジメント・タイム。
- 9.2 本契約および本契約に基づき発行されたすべての取引文書に起因または関連するすべての行為について、いずれかの企業が他方の企業に対して負う累積的な責任の上限は、行為の形式または回復の理論にかかわらず、実際の直接損害に限定されるものとし、最初のクレームが発生した日から遡って 12 か月以内に本契約に基づいてお客様およびお客様に所属する企業が Lenovo およびその属する企業に対して支払った、または支払うべき金額の合計額を超えないものとします。
- 9.3 本条の規定は、準拠する適用法(詐欺、過失または詐欺的不当表示による死亡および人身傷害に関するものを含むがこれに限定されない)によって防止または制限される範囲においては適用されないものとします。

10 準拠法と裁判地

- 10.1 本契約および本契約に基づき発行されるすべての注文は、法の抵触に関する原則を考慮することなく、「お客様の関連会社」に製品およびサービスを提供した「Lenovo の関連会社」が所在する国の法律に準拠するものとします。
- 10.2 本契約に関連する紛争は、当該国に所在する Lenovo の主な事務所が所在する管轄裁判所に提起されるものとし、両当事者は、かかる管轄裁判所に専属的に従うものとします。「国際物品売買契約に関する国際連合条約」は、適用されません
- 10.3 両当事者は、本契約に起因する、または本契約に関連する紛争を友好的に解決するために誠意をもって努力するものとし、適宜、紛争を両当事者の経営陣に上申するために協力するものとします。
- 10.4 お客様は、本契約に起因または関連する訴訟を、訴訟原因の発生から 1 年を超えて提起することはできません。各当事者の権利および義務は、取引が行われる法域、または Lenovo が同意する場合、本製品が生産的な使用に供される法域においてのみ有効です。本契約は、消費者保護法規によるお客様の権利を変更するものではありません。
- 10.5 両当事者は独立した契約者です。本契約および本契約に基づくいかなる取引も、お客様と Lenovo または各当事者の関連会社との間に、本人と代理人、合併事業者、パートナー、または雇用者と被雇用者の関係を生じさせるものではありません。
- 10.6 いずれの当事者も、競争力のある製品やサービスを開発、取得、提供するために、他者と同様の契約を結ぶことができます。
- 10.7 本規約に明示的に規定されている場合を除き、本規約にはいかなるサード・パーティーの受益者も意図されておらず、適用法が許容する最大限の範囲内とします: (i) 契約、不法行為、法律に基づいているか、または法律に基づいていないかを問わず、本契約または本契約に基づく取引のもとで、サード・パーティーに対していかなる権利または訴因が生じることはありません、および (ii) サード・パーティーは、本契約の条件または本契約に基づく取引に関連する契約の条件を強制する権利を有しないものとします。ただし、Lenovo のサプライヤーは本付属資料 B (責任の制限) の第 9 条を援用することができます。
- 10.8 お客様は、お客様のニーズに合った本製品およびサービスを選択すること、ならびに本製品およびサービスの使用から得られる結果 (お客様のビジネス慣行および業務に関する推奨事項の実行の決定を含みます) について責任を負うものとします。お客様は、上記のいずれについても Lenovo に依存することはできず、また依存しないものとします。
- 10.9 本契約に基づきお客様による承認、承諾、同意または同様の行動が必要とされる場合、かかる行動には不当な遅延、条件付け、または留保が伴わないものとします。
- 10.10 本契約および取引文書の英語版は、他の言語による翻訳の有無にかかわらず、唯一の正本とします。理由の如何を問わず作成された本契約または取引文書の他言語による翻訳は、法的効力を有しない拘束力のない配慮であり、修正も含め、本契約または取引文書の英語版が適用されるものとする。
- 10.11 本契約は、両当事者が署名した書面による修正、または取引文書に記載された変更管理手続によってのみ修正することができるものとします。

11 Lenovo の再販売業者

Lenovo は、お客様の地域および/または選択に応じて、本製品およびサービスの購入方法を提供します。「直接」購入とは、本製品または本サービスが Lenovo またはその関連会社の一つから直接購入可能であり、本契約の対象となることを意味します。また、「間接」購入とは、本製品または本サービスが Lenovo の再販売業者から購入できることを意味します。再販売業者からの本製品または本サービスの間接購入は、お客様と再販売業者が合意する条件および価格に従うものとします。Lenovo は、以下について責任を負いません: (i) かかる再販売業者の行為 (ii) かかる再販売業者がお客様に対して負う可能性のある義務、または (iii) かかる再販売業者がお客様に提供する可能性のあるサード・パーティーの製品またはサービス。再販売業者は、本規約を変更したり、弊社に代わって約束やコミットメントを行う権限はなく、弊社は、本規約に規定されている以外のいかなる義務にも拘束されません。

本サービスおよび/または本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本契約に拘束されることに同意するものとします。